

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和3年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システムで利用するため、医療保険者等向け中間サーバー等へ連携
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 国保資格取得喪失月日連携ファイル 市町村被保険者ID連携ファイル 資格情報(世帯・個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3、第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項 並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項 並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20条、22 条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2 【オンライン資格確認業務】 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 国保滞納対策システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 国保滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 国保資格取得喪失月日連携ファイル 市町村被保険者ID連携ファイル 資格情報(世帯・個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事後	
平成30年3月30日	II じぎい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II じぎい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25の2条	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25の2条	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保険課 保険課長 川島 信一	住民課 住民課長	事後	
令和1年6月30日	II じぎい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月30日	II じぎい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV. リスク対策等		様式改正による変更	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システム加藤に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という)	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3、第1項及び第2項	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25の2 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項 並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25の2 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項 並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	II じぎい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月1日	II じぎい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システム加藤に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。)	国民健康保険法等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付に係る所得区分等の判定の確認 ③被保険者資格情報及び高額療養費該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムと連携 ④オンライン資格確認等システムで利用するため、医療保険者等向け中間サーバー等へ連携		
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項 並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2 【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109項 並びに内閣府・総務省令第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2 【オンライン資格確認業務】 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項		